



北広島町社協だより

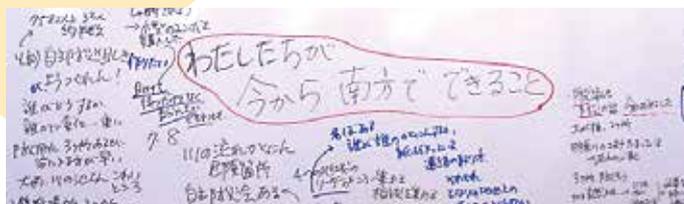
# まごころ通信

平成30年1月19日発行

## 第50号

～地域の課題は

地域で暮らすわたし達で考え取り組もう～



### 第1回 ～わたしたちが今から南方でできること～

- ・南方の地図を囲み情報交換
- ・災害対応カードゲーム「クロスロード」



10月4日(水) 参加人数：22人

### 第2回 ～みんなで顔をあわせて話しをしよう～

- ・南方地区別人口構成について情報共有
- ・「自主防災会」をキーワードに情報交換



11月28日(火) 参加人数：21人

2面に関連記事

### 主な内容

南方福祉講座「地域の防災力を高めよう」	1・2	「譲ります・譲ってください」コーナー	6
年頭のあいさつ	2	1月の行事予定	6
ケアマネは見た!	3	善意銀行まごころ	7
共同募金を使いませんか!	4	寄附の税制優遇について	7
地域テーマ募金の紹介	5	大暮サロン	8
こんにちは さあくるです。	5	レクリエーション用具貸出事業	8



## 年頭のあいさつ

北広島町社会福祉協議会

会長 橋渡 良臣

新年あけましておめでとうございませす。

皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。さて、昨年のごあいさつで申し上げました介護保険事業について大きな見直をさせて頂くことになりました。

芸北地域で行っておりますデイサービスを、芸北福祉会においてお願いすることいたしました。

芸北福祉会は、やまゆりの経営もしておられ、これまで以上のサービスが期待されるところであり、安心して事業の引き継ぎを進めております。

今後は、社協が求められている、国、県、町いわゆる行政で対応できないような、すさまの困りごとについて、しっかり対応するよう心がけてまいります。

今後ともひき続きご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

末筆となりましたが皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、新年のごあいさついたします。

## 南方福祉講座 「地域の防災力を高めよう」

南方地区振興協議会福祉部では、これまで行ってきた行事を現状に合わせて見直しをしようと取り組まれています。その中の1つとして「福祉講座」(地域福祉の充実を図るための勉強会)を南方総合センターで開催されました。

企画メンバーで話し合いを重ね、「防災」をキーワードに、まずは福祉部を中心に集まってみようと、10月に1回目を開催。初めての試みということもあり、「地域の者で集まって話をするとっても、みんな話し合いの席は苦手そうだし、どんなかねえ…」と不安もありましたが、検討と準備の甲斐あって、参加された方誰もが発言するにぎやかな時間となりました。参加者からも「楽しかった」「継続してこのような話をする場が必要」という声がたくさんあり、翌11月に2回目を開催。行政区ごとのグループで協議し、どんな話が出たかお互いの内容を発表し合いました。

同じ地域に住んでいても、持っている情報は違うこと、課題と感じていることも様々であることが分かり、地域のことをより考えるきっかけになったとのことでした。

何より、地域の方が集まって話をすること、お互いの考えを知ることが「楽しい」「有意義だった」と感じられたことが大きな成果だったのではないのでしょうか。今後も、南方では継続して取り組みをされるそうです。その後の様子もまたお伝えします。

社協では、このような地域で話し合う場づくりのお手伝いをしています。  
どんなことでも結構です。いつでもご相談ください。

# 介護保険法改正で 気になること

## ケアマネは見た!

(現場からのレポート Vol.19)

平成29年5月に改正した介護保険法が、平成30年8月から施行されます。報道等では「一部の利用者の負担増(3割負担)」がよく取り上げられていますが、ケアマネジャーとして気になる点があります。それは、前向きに努力したり成果をあげたりした自治体に国が交付金を支払う仕組みです。例えば、成果の一つとして要介護度が改善したことを評価する考えです。

利用者の自立支援がより促進されるという点は意義があり、年金や医療、介護といった社会保障給付費が過去最高を更新し続けている現状では給付費抑制という観点も理解できます。

私たちケアマネジャーが危惧するのは、リハビリや機能訓練による身体状況の改善に焦点をあてた法改正が、リハビリによる状態の改善を見込むことが難しい方への影響です。つまり、要介護度改善の評価に影響しない利用者は介護サービスを利用しにくくなりはないかという点です。介護サービスの利用目的は身体状況の改善だけではありません。社会性の維持、介護者の介護負担の軽減などで利用される方もあります。

介護保険制度は、「自立支援」を目的に掲げてきましたが、利用者の「自立支援」とは何でしょうか。近年の介護保険法改正の内容を見ていると、「自立支援」=「要介護度の改善」のように意味づけられているように思えてなりません。私たちケアマネジャーは、利用者の立場で自己決定や自己可能性の追求、自主性の支援を実践していきます。



福祉用具の レンタル・販売	住宅改修・ リフォーム工事
在宅介護のことなら何でもご相談下さい!	
Nihon Kijun Shingū クリーンコミュニケーション	
 <b>日本基準寝具</b> 株式会社	
【エコール事業部】 広島市安佐南区大町東 1-18-44	
オハヨー エコール	
☎ <b>ECOL</b> ☎ <b>0120-084-856</b>	

「家庭の安心」と「企業の安定」を創造  
損害保険代理店  
生命保険代理店・事故相談所

有限会社 **ハナキ保険企画**

 〒731-1526  
山県郡北広島町本地3104-2  
TEL 0826-72-3283  
FAX 0826-72-3341

**広告掲載  
募集**

縦4cm×横6cm  
掲載料：1回1区画4,000円

お問い合わせ：総務係  
☎ 0826-82-2680



# 共同募金を 地域のために活用しませんか！

皆様のご協力により集まった共同募金を皆様の地域のために活用して下さる団体を募集しています。

赤い羽根共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」というキャッチフレーズで活動しています。これは、自分たちの町で募金を募り、その募金を自分たちの町をより良くするために使うという共同募金の仕組みを表しています。

助成の対象は、地域の中にある課題の解決を目指す事業や地域福祉、地域づくりを目指す事業です。「どのような事業が地域福祉や地域づくりにつながるのかわからない」という方もいらっしゃるかもしれません。そのようなときには、ぜひ社会福祉協議会までご相談ください。

## 対象団体 (次の4つの要件にいずれも該当する団体)

- 法人またはこれに準ずる組織並びに適正に運営がなされている団体
- 地域の区域全体にかかわる福祉事業を目的とする団体
- 助成を受けて事業を行っていることの広報に努めていただける団体
- 共同募金の趣旨に賛同していただける団体

## 助成対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

## 助成金の金額

原則上限300,000円 (実施事業の事業費の3/4)

## 申請期間

平成30年2月1日(木)～平成30年2月28日(水) 必着

## 申請方法

所定の申請用紙にて申請ください

※申請用紙は北広島町共同募金委員会(北広島町社会福祉協議会本所及び各支所)に用意しておりますほか、本会ホームページからも印刷いただけます。

## 申請先

北広島町共同募金委員会(北広島町社会福祉協議会本所及び各支所)  
ご持参いただくほか、郵送も可能です。(FAX不可)

## 発表

申請団体に対して助成の可否を郵送にて通知いたします。(6月～7月の予定)

● 北広島町共同募金委員会 ●



お問い合わせ窓口 北広島町社会福祉協議会事務所内  
本所 ☎(0826)82-2680 IP 050-5812-2680



# 地域テーマ募金の紹介

## ■千代田地域学校支援連絡協議会

### 活動内容：川迫小学校クラブ活動「川戸っ鼓」

川迫小学校では10年前から「川戸っ鼓」という活動を行われています。この活動は川戸地域の伝統芸能「川戸千石太鼓」の指導者の方に教わった太鼓の演奏を通じて、児童の忍耐力を養い、伝統の継承、地域貢献などを目指すものです。

**使 途**：老朽化した太鼓の補修、買替など

**募金目標額**：25万円（事業費総額50万円）

**募金期間**：平成30年1月1日～3月31日まで

**募金方法**：指定振込用紙による振込

（用紙は川迫小学校の他、川迫郵便局で入手できます）



地域テーマ募金は寄付者が募金の使い道を選ぶことができる「使途選択募金」です。この募金活動のポイントは二つあります。

一つ目は、募金の目的が明確であることです。募金を得るためには地域や住民の皆様からの賛同を得なければなりません。事業内容には地域づくりや地域福祉の向上といった地域にとってメリットになる要素が不可欠です。

二つ目は事業実施に必要な額の半額を募金目標とし、残りの半額は広島県共同募金会から助成される※というものです。

※地域テーマ募金の仕組み

- ①募金額が事業費総額の1/2までの場合……▶募金額と同額を広島県共同募金会が加算して、募金額の2倍の金額が交付される
- ②募金額が事業費総額の1/2を超えた場合……▶募金額と事業費総額の差額を広島県共同募金会が加算して、事業費総額が交付される
- ③募金額が事業費総額を超えた場合……▶募金全額が交付される

## こんにちは さあくるです。

### さあくる家族会について

今回は、さあくる家族会（以下『家族会』）についてご紹介します。

家族会は、障害のある子どもの高等学校卒業後の就労場所や居場所づくりのため、平成5年に発足されました。居場所づくりのため行政や議会へ要望書を提出し、施設整備に奔走してきた家族会ですが、発足から20数年が経過し、新たな局面を迎えています。会員（親兄弟）の年齢は60才代～80才代になり、自分たちの亡き後、子どもや兄弟の日中活動場所だけではなく、生活全般を考えていかなければならないという課題が目の前に迫ってきました。

11月19日に家族会メンバーが集まり、この課題について話し合いました。「障害者年金制度について詳しく知りたい」「金銭管理が難しい場合の相談先は？」「日頃不安に思っていること、悩んでいることを共有したい」などの意見が相次ぎました。今後、定期的集まり家族同士の情報交換会や、専門機関を招いて「障害年金制度」や「成年後見制度」の勉強会をすることを決めました。

近い将来に起きうる課題に対し、家族会は真剣に向き合っています。障害者支援センターさあくるは、家族会と利用者に寄り添い、利用者の将来に必要な情報提供、社会資源開発をしていきます。

お問い合わせ さあくる ☎ 0826-35-0733 IP 050-5812-1772

# 譲ります・譲ってください コーナー

譲ります No.503

浴槽簡易手すり



無料で  
どうぞ

譲ります No.519

ベビーカー



無料で  
どうぞ

譲ります No.531

ベビー歩行者



無料で  
どうぞ

譲ります No.555

ポータブル  
トイレ



無料で  
どうぞ

譲ります No.556

電動ベッド



無料で  
どうぞ

譲ってください

No.545・547  
電動カート



できれば  
無料で

譲ってください

No.549  
シャワーチェア



できれば  
無料で

譲ってください

No.551  
シルバーカー



できれば  
無料で

譲ってください

No.552  
シルバーカー  
(小型)



できれば  
無料で

【対象物品】

電動ベッド・電動カート・シルバーカー・車いす・歩行者・移動用リフト・ポータブルトイレ・シャワーいす・浴槽用簡易手すり・ベビーカー・チャイルドシート・ベビーストベッド etc.

このコーナーでは、社協会員を対象に使わなくなった福祉用具等の橋渡しを行っています。掲載物品への申込・掲載希望等ありましたら、まずはお電話にてご連絡ください。

※社協が物品をお預かりすることはできません。譲渡決定まで保管ください。

※社協会員とは、毎年7月においている社協会費500円を納めていただいている方です。年度途中でも会費を納めていただくことで会員になることができます。

※譲ります(初)に限り発行月の末日を締切とし、応募多数の場合は抽選、その他は受付順となります。

＜お問い合わせ 社協総務係＞

## 2月の行事予定

行事名	日	時間	会場	備考	
運動教室	芸北	14日(水) 28日(水)	13:30 ~ 15:00	芸北文化ホール	「でかけよおや」に でかけましょうや！ 参加費:200円 持参物:お茶・タオル・室内シューズ ※都合のよい会場へご参加ください
	大朝	7日(水) 21日(水)	9:30 ~ 11:00	大朝福祉センター	
	千代田	7日(水) 21日(水)	13:30 ~ 15:00	千代田開発センター	
	豊平	14日(水) 28日(水)	9:30 ~ 11:00	豊平ふれあい健康館	
健康太極拳教室	毎週火曜日	13:30 ~ 15:00	大朝福祉センター	全身運動と長深呼吸で心身を整えます！月謝 2,000円	
囲碁の集い	毎週土曜日	10:00 ~ 17:00		頭の体操に、始めてみませんか！	
川柳の会	5日(月)	13:00 ~ 17:00		今回のお題は「音」「困る」	
おしゃれな小物づくり教室	6日(火)	13:30 ~		「ごろりんパンダさん」 持参品:裁縫道具、はさみ、ボンド 材料代:520円	
「がんばるうや」ボール運動教室	14日(水) 28日(水)	9:30 ~ 11:00	大朝福祉センター	講師:元気いっぱいプロジェクト 岩崎浩美 参加費:500円 持参物:お茶、タオル、室内シューズ	



**社協活動を支える善意銀行**

明るく住みよい町づくりに役立ててほしいと、次の方々から香典返礼、見舞返礼等あたたたいご寄付を頂きました。  
この浄財は社会福祉事業資金として活用させていただきます。  
ありがとうございました。  
自 平成二十九年十月  
至 平成二十九年十二月  
(敬称略)

**芸 北 地 区**

【香典返礼として】

◇十月  
奥中原 村田 久子 亡夫 美和喜  
川小田 宗美 一彦 亡母 英子  
荒神 小田 昇二 亡父 一雄  
溝口 上田 義文 亡母 ミヨ子  
八幡 柳崎 弘隆 亡父 静隆  
細見 山元 正道 亡母 フヂ子  
◇十一月  
細見 村竹 敏 亡母 サダヨ  
八幡 橋詰 静枝 亡夫 賀夫  
荒神 沖 浩策 亡父 英麻  
荒神 齊藤 康夫 亡父 和則  
◇十二月  
中租 隅屋 寒三 亡母 ミツエ  
米沢 原田 静 亡母 イチエ

**大 朝 地 区**

【香典返礼として】

◇十月  
広島市 榎田 広行 亡父 廣己  
広島市 榎田 英明 亡父 廣己  
田原上 榎田 恭子 亡父 廣己  
五丁目 大前 明子 亡夫 清人  
五丁目 徳川 繁樹 亡父 兼光  
徳川 廣子 亡夫 兼光  
五丁目 徳川 廣子 亡夫 兼光  
登 鍛冶元浩直 亡父 親士  
◇十一月  
岩戸 伊藤 剛志 亡父 洋  
岩戸 栗栖 光郎 亡母 タツエ  
◇十二月  
枝の宮 渡利健太郎 亡父 静夫  
足谷 佐伯 俊賢 亡母 キヨミ  
岩戸 小堀 敏臣 亡母 イトエ  
【見舞返礼として】  
◇十月  
別所 角甲 正行 亡妻 恵美子  
今田 児玉 清志 亡母 満江

**千 代 田 地 区**

【香典返礼として】

◇十一月  
今田 児玉 清志 亡母 満江

**豊 平 地 区**

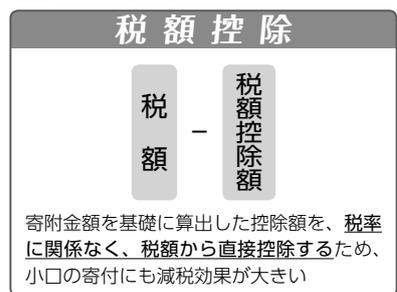
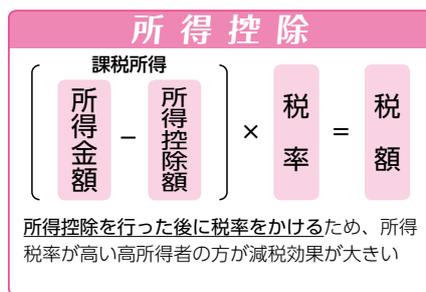
【香典返礼として】

川井 向山 泰司 亡母 岡谷佳代子  
川井 佐々木 聖 亡父 正幸  
川田 山口 鈴枝 亡夫 義則  
有田 三宅 崇昭 亡母 ヤスエ  
有田 板谷 一夫 亡父 律三  
丁保余原 鷹野主 修 亡母 照波  
後有田 益田 文子 亡夫 義明  
後有田 益田 文子 亡夫 義明  
◇十二月  
有田 河野 和治 亡父 哲  
春木 蔵升 淳二 亡父 俊郎  
丁保余原 長田 直之 亡父 一三三  
今田 鈴木 和佳 亡母 コスエ  
【見舞返礼として】  
◇十月  
蔵迫 薬師 勝  
【篤志寄付として】  
◇十二月  
南方 立川なおみ  
戸谷 小里百合子 亡夫 宣正  
今吉田 田邊 秀夫 亡母 輝子  
吉木 藤井 一峯 亡母 トミコ  
◇十一月  
廣島市 末田 永次 亡父 廣太  
今吉田 背戸 義信 亡母 キミコ  
◇十二月  
今吉田 中 英雄 亡弟 吉田 栄富  
【篤志寄付として】  
◇十月  
阿坂 松本 文江

**北広島町社会福祉協議会への寄附の税制優遇について**

北広島町社会福祉協議会は、北広島町から「税額控除対象法人」として証明を受けています。これにより本会への寄附者は、税法上の優遇措置において「所得控除」と「税額控除に係る証明書の写し」のいずれか有利な方を選択していただけます。

※控除を受けるには寄附申し込み時の「受領書」及び「税額控除に係る証明書の写し」を保管の上、確定申告を行ってください。  
※個人の所得金額や寄附額によって控除額は変わります。確定申告時にご確認ください。



# ふれあい・いきいきサロン ～「健康寿命を延ばすために」～



## ＜大暮＞「げんきになろう会」

4年前から活動されているサロンです。月1回、「大暮清流の家」(昔は小学校で、馴染みの場所)に集われています。10月のテーマは「健康寿命を延ばすために」。講師に地域包括支援センター保健師を招いて話を聴きましたが、「具体的に何をどれくらい食べればいいの?」「今の食生活でいいの?」と、疑問がでてきました。それなら、自分が食べた物を記録して、栄養士さんに見てもらおうということになりました。参加者は次のサロンまでの間、最低1週間、朝昼晩の食事内容を『食習慣シート』につけました。そして、サロン当日役場から来られた栄養士さんの評価を聞いて、「これまでの食事で大丈夫だわ～」「これからも気をつけよう」と一安心。

「げんきになろう会」では、参加者のつづやきはそのままにされません。じゃあどうする?何が出来る?と次の手を考えます。これまでも、薬の飲み方、ゴミの捨て方、ホープタクシーの使い方…などサロンで勉強会をされてきました。暮らしの中のちょっと困ったな、気になるな～を1人で悩まず、みんなで考えよう、そして「いつまでも大暮で元気でよろよ」が、「げんきになろう会」の思いです。

	朝 食	昼 食
料理名	ごはん・みそ汁・梅	翌ごはん・味噌汁・漬物
材 料	米 大根・にんじん・春菊 ねぎ・わかめ・みそ 梅	飯盛米 あじ きゅうり
料理名	ごはん・みそ汁・梅・ のり	やきめし
材 料		米



＜お問い合わせ 地域福祉係＞

## ＜レクリエーション用具貸出事業＞

# 遊具を使ってみよう!

社協では、年齢や世代、体力に関係なく、誰もが楽しめる場づくりのためにレクリエーション用具を貸出しています。

## No.82 脳トレに最適! 「ジャンボ麻雀」

雪や寒さが厳しいこの時期に、室内で楽しめ、脳トレもできる麻雀はいかがですか?

『ジャンボ麻雀』は、通常の麻雀牌より1.4倍のサイズの麻雀牌のセットです。

サイズが大きいので、ハッキリと柄が見えやすく遊ぶときに目が疲れにくい、持ちやすいという利点があります

### ＜麻雀の効果＞

- ①頭を使うこと、指先を使うことで脳のトレーニング
- ②卓を囲む人と会話がうまれる



＜お問い合わせ 地域福祉係＞

## 社会福祉法人 北広島町社会福祉協議会

□本所 〒731-2104 広島県山県郡北広島町大朝 2513-1  
大朝福祉センター内  
電話 (0826) 82-2680 FAX (0826) 82-2778  
IP 電話 050-5812-2680

E-mail [soumuka@kitahirosima.jp](mailto:soumuka@kitahirosima.jp)  
ホームページ URL <http://www.kitahirosima.jp>  
Facebook <http://www.facebook.com/kitahirosima/>

- 芸北支所 〒731-2322 広島県山県郡北広島町川小田10075-5  
障害者支援センターさあくる内  
電話(0826)35-0144 FAX(0826)35-1616  
IP 050-5812-2144
- 千代田支所 〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田 5 0 4  
電話(0826)72-4670 FAX(0826)72-7071  
IP 050-5812-4670
- 豊平支所 〒731-1711 広島県山県郡北広島町戸谷1088-1  
電話(0826)83-0050 FAX(0826)85-0005  
IP 050-5812-4050

この広報誌は、みなさまからの会費や共同募金の配分金により作られています。